

よこはまウォーキングポイント事業
共同事業者募集要項

平成26年2月10日

横 浜 市
健康福祉局企画課

目 次

第1	事業目的等	- 1 -
1	はじめに	- 1 -
2	事業目的	- 1 -
第2	事業者の募集、選定の流れ	- 2 -
1	選定方式	- 2 -
2	選定方法	- 2 -
3	公募・事業者選定等スケジュール	- 2 -
4	公募に関する問い合わせ	- 3 -
5	共同事業者の決定	- 3 -
6	その他	- 3 -
第3	応募事業者	- 4 -
1	対象者	- 4 -
2	応募資格	- 4 -
3	提出書類等について	- 5 -
4	無効となる提出書類	- 5 -
5	取下げ	- 5 -
6	その他	- 5 -
第4	事業内容	- 6 -
1	概要	- 6 -
2	参加者	- 6 -
3	目標参加登録者数	- 6 -
4	共同事業期間	- 6 -
5	事業の流れ	- 6 -
第5	費用負担	- 8 -
1	横浜市負担費用	- 8 -
2	共同事業者負担費用	- 8 -
3	参加登録者負担費用	- 8 -

第6	提案及び評価方法	- 9 -
1	共同項目（必須事項）	- 9 -
2	事業フロー図	- 11 -
3	提案書作成項目	- 12 -
4	評価の項目	- 15 -
5	共同事業者のPR	- 15 -
6	その他留意事項	- 15 -
第7	協定書の締結	- 16 -
1	協定書の締結	- 16 -
2	費用負担	- 16 -
3	協定の解除	- 16 -
4	協定締結後	- 16 -
	【参考資料等一覧】	- 17 -

第1 事業目的等

1 はじめに

横浜市では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には、65歳以上の高齢者人口は100万人に近づき、高齢化率が約26.1%になると推計しています。（後期高齢者は約59万人、人口に占める率は15.8%）今後も扶助費の増加が見込まれる中（平成22年度国勢調査ベース）、それに対する備えとして、介護・医療需要への対応にとどまらず、市民の皆様の健康増進及び介護予防のための施策の充実がさらに必要となってきました。そのため、市民の皆様が、日常生活の中で気軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけるよう、普及啓発や実践しやすい環境づくり、仕組みづくりを行うことは、行政に対し強く期待されることと考えています。

一方で、このような健康づくりへの対応は、行政だけでなくそれぞれ従業員を抱える民間事業者にとっても大きな課題となっています。その共通した課題解決に向けて、本市と民間事業者が互いのもつ資源やノウハウを活用し共同して取り組んでいくことで、効率的、効果的に健康づくりを推進していけると考えています。

本市では、「健康寿命日本一」を目指しており、「よこはまウォーキングポイント事業」はその実現に向けた具体的取組の一つと位置付けています。今回の公募は、本事業を実施するにあたり、そうした背景・趣旨を踏まえ、本市と共同して本事業を実施していく民間事業者を募集するものです。

2 事業目的

本市が毎年実施している「市民意識調査」では、心配ごとの上位に「自分の病気や老後のこと」（45.1%）、「家族の健康や生活上の問題」（38.7%）があげられています（平成25年度データ）。高齢化が急速に進む本市において、今後、市民の皆様の健康に関するニーズはますます高まることが見込まれます。

そこで、多くの市民の皆様が日常生活の中で楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことができる仕組みをつくり実施していくことで、特に生活習慣病やロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）※の予防が求められる中高年の市民の皆様、とりわけ、健康づくりに関心はあるがなかなか取組めていない方々への、日々の運動習慣づくりを後押ししていきたいと考えています。

※ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）

運動器（骨、関節、筋肉等）の障害のために、移動能力の低下をきたして、介護が必要となっていたり、要介護になる危険の高い状態のこと。運動習慣や、骨や筋肉に必要な栄養素をしっかりと摂る食生活が、ロコモティブ・シンドローム予防になる。

第2 事業者の募集、選定の流れ

1 選定方式

公募型プロポーザル方式とします。

2 選定方法

(1) 第1回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会（平成26年1月20日）
募集要項（案）及び提案書評価・選定基準（案）、提案書作成要領（案）の審議。

(2) 公募

(3) 第2回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会

事業者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を、よこはまウォーキングポイント提案書評価・選定基準に基づき評価・審議し、委員会として最も評価の高かった事業者及び次点事業者を決定し、市長に答申します。

※応募者が多い場合は、提出された書類に基づいて、1次審査をする場合があります。

(4) よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会の答申に基づき、市長が共同事業者を決定します。

3 公募・事業者選定等スケジュール

時 期	内 容
平成26年1月20日(月)	第1回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会開催 募集要項、評価・選定基準、提案書作成要領の審議
2月10日(月)	募集要項等公表、質問受付開始
3月3日(月)	質問受付締切
3月10日(月)	質問回答、提案書受付開始
4月4日(金)	提案書受付締切
4月25日(金)	第2回よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会開催 プロポーザル提案及びプレゼンテーションの評価・審議
5月頃	共同事業者の決定・選定結果通知書の送付、結果公表
6月頃	協定締結手続き
9月頃	参加登録者募集開始
11月	事業開始

※スケジュールは現時点での予定であり、状況に応じて変動します。

4 公募に関する問い合わせ

横浜市健康福祉局 企画課 よこはまウォーキングポイント担当

土曜日、日曜日及び祝日を除く 9時～12時及び 13時～17時

TEL 045 (671) 3892

FAX 045 (664) 4739

E-mail kf-walking@city.yokohama.jp

5 共同事業者の決定

事業者決定後、応募事業者の皆様へ選定結果を通知します。

なお、選定された事業者につきましては、事業者名及び提案内容について、公表させていただきますのでご了承ください。

6 その他

本募集要項に基づく共同事業者の募集の成立は、事業実施にかかる平成26年度の本市予算案が、横浜市長会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募にかかる費用、準備費等の支払い等には応じられません。

第3 応募事業者

1 対象者

事業者側に担っていただく4つの【共同項目】（9、10ページ参照）を一括して提案できる事業者（JV〈共同企業体〉を含む）とします。

2 応募資格

応募資格は、次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。

また、資格の審査にあたっては、別紙の「よこはまウォーキングポイント事業」提案書作成要領で定める資格審査書類等を審査することにより行います。

《資格基準》

- ① 「よこはまウォーキングポイント事業」の事業目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本募集要項をよく理解し、定められたスケジュール等を順守できる者であること。
- ③ 「よこはまウォーキングポイント事業」の共同事業者として、協定を締結できる者であること。
- ④ 締結した協定及び関係法令等を順守できる者であること。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについて、関係法令等を順守できる者であること。
- ⑥ 会社更生法、破産法、若しくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算若しくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑦ 法令又は公序良俗に反する事業者ではないこと。
- ⑧ 本事業の実施に必要な費用を確実に負担する資力・信用力を有する者であること。
- ⑨ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。
- ⑩ 健康管理に関するWEBシステムの構築・運用の実績があること。
- ⑪ 次の各号に該当しないこと。
 - ア. 横浜市税、法人市民税、固定資産税、都市計画税（土地・家屋）、消費税及び地方消費税を滞納している。
 - イ. 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金）への加入義務があるにもかかわらず未加入である。
- ⑫ JV〈共同企業体〉による応募の場合は、とりまとめ事業者（連絡窓口）を設定すること。

3 提出書類等について

(1) 提出書類

別紙「よこはまウォーキングポイント事業」提案書作成要領のとおり

(2) 資格審査書類及び提案書の提出

- ア 提出部数 資格審査書類 3部（正1部、複写2部）
提案書 12部（正1部、複写11部）
- イ 提出先 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁舎7階
横浜市健康福祉局企画部企画課
よこはまウォーキングポイント担当 あて
電話：045（671）3892 FAX：045（664）4739
- ウ 提出期間 平成26年3月10日（月）から平成26年4月4日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～12時及び13時～17時
- エ 提出方法 持参又は郵送
（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

4 無効となる提出書類

提出書類の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出書類は無効なものとして扱います。

5 取下げ

公募参加は審査開始前まで取り下げることができます。取り下げは文書（書式自由）で健康福祉局企画課へ提出してください。

6 その他

(1) 事業提案書提出者

受付締切後、受付件数については公表しますが、応募事業者名等は公表しません。

(2) 提出書類

提出していただいた書類等は、返却しません。また、提出書類の内容等について説明を求めることがあります。

(3) 提出等に要する費用

全て応募事業者の負担となります。

(4) 開示

提出した書類の開示請求があった場合には、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づいて、開示等の手続きをさせていただきます。

第4 事業内容

1 概要

参加登録した市民の皆様には歩数計を持って、日常生活の中で楽しみながらウォーキングに取り組んでいただきます。市内店舗等に設置された専用リーダー・ライター（以下「リーダー」という）に歩数計をかざすと、歩数計に記録されている歩数や歩数に応じて付与されるポイントがWEBシステムに集計され、公式ホームページなどで参加者自身の実績などを確認できるようにします。また、たまったポイントは物品交換や寄付などに活用できるようにします。

2 参加者

本事業に参加登録申請をした、40歳以上の横浜市民とします。

3 目標参加登録者数

	26年度	27年度	28年度	29年度
新規登録者数	5万人	10万人	10万人	5万人
登録者総数	5万人	15万人	25万人	30万人

※毎年度の新規登録者数の目標達成に向けて共同事業者とともに取り組んでいきますが、目標に達しない場合に不利益が生じたとしても、本市は責任を負いません。

4 共同事業期間

協定締結日から平成30年3月31日までを第1期として事業実施することを想定しています。

事業内容は毎年、評価・検証を行う中で、共同事業者と協議の上、必要な見直しを行う場合があります。

第2期（平成30年4月1日から）については、第1期の実施状況を振り返り、評価した上で必要な見直しを行う場合があります。

5 事業の流れ

(1) 参加登録

- 参加希望者は、区役所、市民利用施設、市内店舗等の市内各所におかれた申請書に必要事項を記入し、申請受付窓口へ提出、または事務局へ直接送付します。
- 事務局は、受け付けた申請書の内容を確認の上、必要事項をWEBシステムに入力し、各歩数計と申込者の情報を結びつけます。
- 事務局から歩数計を参加者に送付します。

(2) 健康行動

- 歩数計を受け取った参加者は、歩数計を携行し歩数を記録していきます。

(3) ポイントをためる

- 参加者は、市内店舗等に設置されたリーダーから歩数計内の歩数情報をWEBシステムへ送信します。

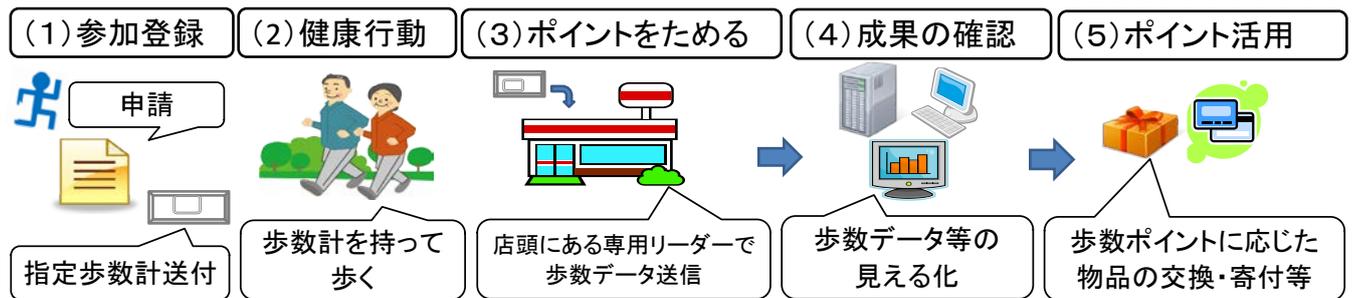
(4) 成果の確認

- 参加者は公式ホームページで、歩数やポイント数の確認、各種イベントやポイント数に応じて交換できる物品情報等の内容が確認でき、目標づくりや成果の確認等に活用できます。

(5) ポイント活用

- 事務局から参加者に、歩数やポイントの実績を通知します。
- 参加者は、物品交換や寄付等を希望する場合は、定められたポイント交換期間内にポイントの利用申請をします。申請に基づき事務局で、物品等の発送や寄付等の手配をします。
- 事務局で物品等の参加者への発送や寄付手続き等を行います。

【事業イメージ】



※ 上記事業の流れは、今後、共同事業者との協議により修正していく場合もあります。

第5 費用負担

横浜市、共同事業者、参加登録者の費用負担は次のとおりです。

1 横浜市負担費用

- ① 歩数計購入費（毎年度、第4章-3にあげた参加登録目標数である新規登録者数分を原則として上限とします。なお、目標数は供給個数を保証するものではありません。）
- ② WEBシステム及び公式ホームページの初期開発費用（既存公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING」からのデータ移行費も含まれます。）
※本市が負担できる費用は合計400万円（税抜）までとします。
- ③ 事務局費用（参加者の申請受付登録事務、コールセンター業務等）
※事務局については、本市の担う役割として、別途事業者選定を行い委託する予定です。
- ④ 本市が行う広報・PR費用

2 共同事業者負担費用

- ① リーダーの本体・設置・通信・管理等費用の全般
- ② インセンティブの提供
- ③ WEBシステム及び公式ホームページの更新・メンテナンス等、管理・運営に係る費用全般（公式ホームページのイベント情報掲載については、月に複数回の更新が想定されます。）

3 参加登録者負担費用

- ① 歩数計送料

第6 提案及び評価方法

1 共同項目（必須事項）

次の項目を必須事項として提案していただきます。

(1) 歩数計の供給【共同項目1】

① 歩数データをWEBシステムで管理できる歩数計を供給していただきます。

※ 歩数計購入費は、本市が負担しますが、毎年度、第4章-3にあげた参加登録目標数である新規登録者数分を原則として上限とします。なお、目標数は供給個数を保証するものではありません。

② 歩数計故障時等のサポートの方法を確保していただきます。

(2) 専用リーダーの設置・管理【共同項目2】

① 市内にバランスよく、できるだけ多くのリーダー設置店舗等を確保していただきます。

② リーダーを用意し、各店舗等に設置していただくとともに、その運用費を負担していただきます。（これにより難しい場合は、本市に負担を求める具体的な金額を提示してください。また、その場合は、他の項目で本市負担相当額を削減できるような提案をしてください。）

※ 横浜市と共同事業者の費用分担項目については8ページ「第5 費用負担」を参照

③ リーダーの保守体制を確保していただきます。

(3) WEBシステム開発・運用【共同項目3】

① 下記に示す本市のICT活用や個人情報の取り扱いに関するガイドライン、要綱等に記載されている内容を満たし、又は同等のレベルを担保し、本事業における取扱いデータを適正に管理できるWEBシステムを提供していただくとともに、本事業専用の公式ホームページを設置していただきます。

【本市の求めるICT活用及び個人情報の取り扱いに関するガイドライン等】

○横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

○個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱

○個人情報取扱特記事項

○電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

○地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン(Webアプリケーション)

② 30万人以上のデータ保存に対応できるサーバーを用意していただきます。

(各年度の目標参加登録者数にあわせてデータの容量を順次拡張することも可)

③ 歩数計から送信された歩数をポイント化できるプログラムを組んでいただきます。

④ 公式ホームページを設置し、歩数やポイントを確認できる個人ログイン画面を作成していただきます。

⑤ 公式ホームページには、リーダー設置場所の一覧と地図を添付していただきます。

⑥ 既存公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING」

(<http://enjoy-walking.city.yokohama.lg.jp>) を管理している事業者と連携して、そのデータの一部を新公式ホームページに移行していただきます。

※ ①～⑥のWEBシステム開発（改修）に係る費用については、400万円（税抜）の範囲内で本市が負担するものとして、提案をお願いします。

⑦ WEBシステムの運営費を負担していただきます。（これにより難しい場合は、本市に負担を求める具体的な金額を提示してください。また、その場合は、他の項目で本市負担相当額を削減できるような提案をしてください。）

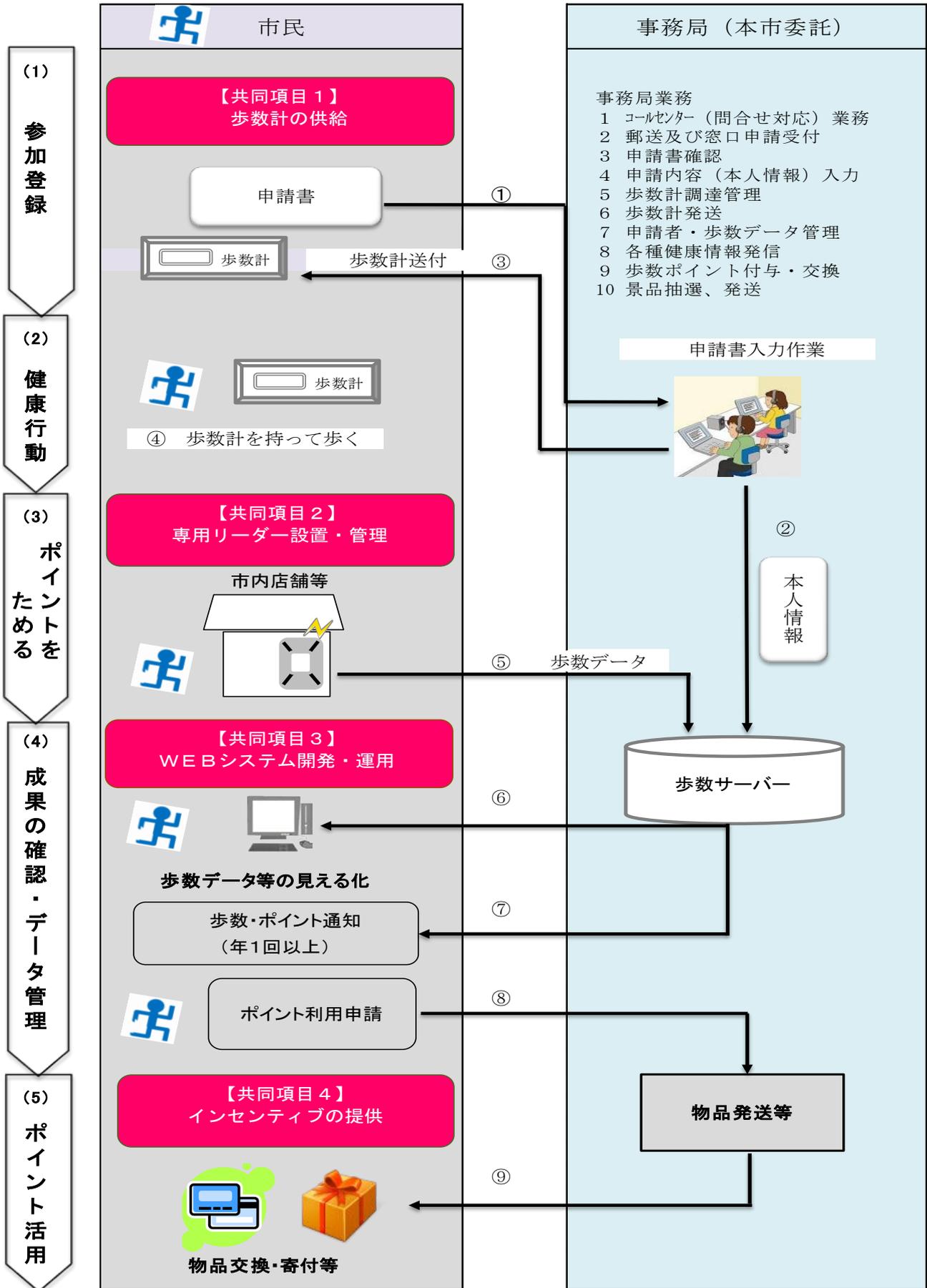
※ 横浜市と共同事業者の費用分担項目については8ページ「第5 費用負担」を参照

(4) インセンティブの提供【共同項目4】

参加者の参加意欲と継続に資するため、歩数に応じて付与されるポイントなどに対するインセンティブを提供していただきます。

※(2)及び(4)については、複数の事業者で共同実施していただくこともできます。

2 事業フロー図



3 提案書作成項目

9 ページの「1 共同項目（必須事項）」を踏まえ、次の各項目について提案書を作成してください。

また、各項目には「参加者にとっての魅力」という視点に基づいた提案内容を入れてください。参加者が楽しみながら気軽にウォーキングに取り組めるための魅力的な提案を記載してください。

【作成にあたっての注意】

共同事業期間

事業開始から、平成 30 年 3 月 31 日を第 1 期として事業を継続実施することを原則としてください。第 2 期（平成 30 年 4 月 1 日から）については、第 1 期の実施状況を振り返り、評価した上で必要な見直しを行う場合があります。

共同企業体

- (1) 共同企業体での応募の場合は、とりまとめ事業者（連絡窓口）を設定してください。
- (2) 共同企業体の場合は、各社が業務をどのように分担するのか明確にしてください。複数の役割を 1 つの事業者が担う場合（例：歩数計供給とWEBシステム開発）や、1 つの役割を複数の事業者で担うこと（例：リーダー設置やインセンティブの提供）も可能とします。

1 歩数計の供給 【共同項目 1】

- (1) 歩数計の故障や不具合発生時のサポート方法について
- (2) 参加者、特に高齢者等にとって分かりやすい取扱説明書について
- (3) 歩数計の製品仕様書とその機能について
その際、次の項目については必ず製品仕様書に盛り込んでいただきます。
 - ①電池寿命（1 日 12 時間使用時の電池寿命）
 - ②歩数計内データ保存期間
 - ③日時等初期設定方法
 - ④電池交換方法及び電池交換時のデータの保存の可否について
- (4) 歩数計の価格について

参加者にとっての魅力

- (5) 参加者が使いやすいような画面デザイン及び操作性について

2 リーダーの設置・管理 【共同項目 2】

- (1) 歩数計からリーダーを通して、WEBシステムに歩数データ等を送信する仕組みについて
- (2) リーダーの故障や不具合発生時の保守方法について
- (3) 具体的なリーダー設置店舗等の数について
 - ① 横浜市内のリーダー設置可能合計数
 - ② 各区ごとの内訳

参加者にとっての魅力

- (4) 設置場所及びわかりやすいサインの掲示について
- (5) リーダーの本体・設置・通信・管理費の負担について

3 WEBシステム開発・運用 【共同項目 3】

- (1) 公式ホームページの内容更新作業について、月に何回程度対応できるかについて
(ここで提案する回数に係る費用については、共同事業者としてWEBシステム運営費を負担していただく費用の中に含まれます。)
- (2) 歩数・ポイントデータの保存期間について

参加者にとっての魅力

- (3) 市民にとって親しみやすく、利用しやすい公式ホームページの具体的な内容について
- (4) 個人ログイン画面について、歩数、累積ポイント数、ポイント付与履歴等が確認しやすい表示方法や画面設定について
- (5) 参加者の歩数についての順位やグラフ、マップ表示等、オリジナル性とエンターテインメント性があり、ウォーキングを促進するようなコンテンツについて
- (6) WEBシステムの運営費の負担について

4 インセンティブの提供 【共同項目 4】

- (1) ①平成 26 年度に参加登録目標数 5 万人とした場合、提供していただけるインセンティブの内容と具体的な金額(相当額)及び説明について
 - ②平成 27 年度以降の考え方及び見込み額(相当額)について

参加者にとっての魅力

- (2) 貯めた歩数ポイントを寄付など社会貢献に活用できる仕組みについて
- (3) 参加登録者を拡大しウォーキングを促進するような、魅力のあるインセンティブの具体的な内容について

5 新たな提案

参加者にとっての魅力

- (1) スマートフォンの導入や活用の検討について
- (2) 共同事業者として取り組める参加者の拡大、参加者のウォーキング継続を推奨するような魅力的なプロモーション方法について
 - ① 横浜市が担うもの
 - ② 共同事業者が担うもの
- (3) 歩行困難な方（車イス使用者等）が参加できる方法について
- (4) 既に歩数計を持っている市民の参加方法について
- (5) 本募集要項に記載のない新たな提案について

4 評価の項目

評価対象項目については、別紙「よこはまウォーキングポイント提案書評価・選定基準」のとおりです。

5 共同事業者のPR

- (1) 本市と協定締結後、共同事業者としてプレス発表を行います。
- (2) 本市の公式ホームページに共同事業者名を明記します。
- (3) 本市が広報紙、パンフレット、及びイベント等で本事業をPRするときは、共同事業者名を明記します。
- (4) 公式ホームページ上にリーダー設置店等を紹介します。

6 その他留意事項

- (1) 本事業開始後に、事業の実施状況を踏まえ、参加登録者の利便性向上のため、リーダー設置やインセンティブの提供において、新たに他の事業者の参入を募ることがあります。
- (2) 当初想定した参加登録者数に達しない場合に発生する費用については、本市は責任を負いません。
- (3) 横浜市が認める場合を除き、共同事業者が参加者から本事業への参加及びWEBシステム利用等に係る金銭の徴収をすることはできません。
- (4) 個人情報を含むデータは、本市が保有するものとします。個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報保護に関する条例に従うこととなります。
- (5) 共同事業者は、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

第7 協定書の締結

1 協定書の締結

- ① 共同事業者決定後は、本市と協定を締結します。
- ② 協定は、4年間の基本協定と毎年度の年度協定を結びます。
- ③ 協定の内容については、提案書の内容に基づき、本市と協議の上決定します。
- ④ 協定は、事業者の合意のもと市民協働条例を適用し「協働契約」として締結していただくことを想定しています。

2 費用負担

協定締結に係る一連の費用は、共同事業者の負担とします。

3 協定の解除

共同事業者が協定書に定めることに違反した場合には、協定を解除することがあります。

4 協定締結後

共同事業者は、協定締結後、協定によって定めたスケジュールに基づき、基本フレームの構築及び設計を行い、本市とともに事業準備に着手します。

【参考資料等一覧】

- ・ [第2期健康横浜2.1](#)
- ・ [横浜市市民協働条例](#)
- ・ [横浜市「ウォーキングのモニター調査」結果報告書](#)
- ・ [横浜市インターネット情報受発信ガイドライン](#)
- ・ [個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱](#)
- ・ [個人情報取扱特記事項](#)
- ・ [電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項](#)
- ・ [地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン（Webアプリケーション）](#)
- ・ [横浜市個人情報保護に関する条例](#)
- ・ [平成25年12月市会定例会資料](#)
- ・ [よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例](#)
- ・ [よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会運営要綱](#)
- ・ [公式ホームページ「YOKOHAMA ENJOY WALKING」](#)

上記の資料は横浜市健康福祉局のホームページからダウンロードできます。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kenkopoint/kobo.html>

検索方法

- ①「横浜市健康福祉局 企画部」で検索
- ②企画部内「よこはまウォーキングポイント」をクリック



お問い合わせ窓口

横浜市 健康福祉局企画課

よこはまウォーキングポイント 担当

住 所 横浜市中区港町1-1

T E L 045 (671) 3892

F A X 045 (664) 4739

メールアドレス kf-walking@city.yokohama.jp